

発議第 9 号

特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 26 年 12 月 10 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書

2013年12月、第185回臨時国会で制定された「特定秘密の保護に関する法律」（以下、秘密保護法という）は、2014年10月に施行令と運用基準が閣議決定され、12月10日施行となった。

運用基準では、警察庁長官は特定秘密の指定や保護に関する状況を少なくとも年に1回、国家公安委員会に報告し、都道府県警の本部長は運用状況を各公安委員会に報告する。警察庁長官は同法に基づき、テロや対日有害活動に関する情報の一部を特定秘密に指定する。

すでに「特別管理秘密」として警視庁が指定している国益にかかわる文書やデータは、今年6月の時点で1万5,575件あるが、大半が特別秘密に移行する見通しで、さらに増えると予測されている。

特定秘密保護法及び運用基準の内容には、国民主権や基本的人権の尊重、国民の知る権利や取材・報道の自由など、日本国憲法における国民主権の原則や平和主義を侵害しかねない内容が含まれている。

処罰の対象は特定秘密を取り扱う者のみならず、公務員、議員、一般住民をも含むものであり、最高刑は懲役10年以下（国家公務員法、自衛隊法では5年以下）と、厳罰を科すものであり、世論調査では多くの国民が反対を表明している。マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体等、多くの団体も懸念と廃止を表明している。よって、下記事項について措置されるよう強く求める。

記

- 1 どのような行為が秘密保護法に反するのか、具体的な事例を示すこと
- 2 秘密の取扱者の適正評価に係るプライバシーの保護、守秘義務の基準を明確にすること
- 3 特定秘密として指定することの出来る最長期間を定めること
- 4 内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に内部告発者は報復を受けない規定を設けること
- 5 秘密にしてはならない事項を定めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
内閣総理大臣
法務大臣
国家公安委員会